

住宅貸付・災害貸付を受けている方へ

年末残高等証明書を交付します

住宅貸付等（災害貸付・在宅介護対応住宅貸付を含む）を利用して、住宅を新築・購入または増改築をしたとき、一定の要件に該当すれば住宅借入金等特別控除を受けることができ、下表の区分に応じ所得税が軽減されます。

平成十一年一月以降、住宅貸付等を借り受けている方に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を交付しますので、共済事務担当課よりお受け取りください。

①平成十一年一月以降平成二十二年十二月までに貸付を受けた方

年末調整用として

平成二十三年十一月中旬に送付

※十二月末日現在の残高を予め証明するため、十一月及び十二月の一部繰上償還は原則として停止とさせていただきます。

②平成二十三年一月以降平成二十三年十二月までに貸付を受けた方

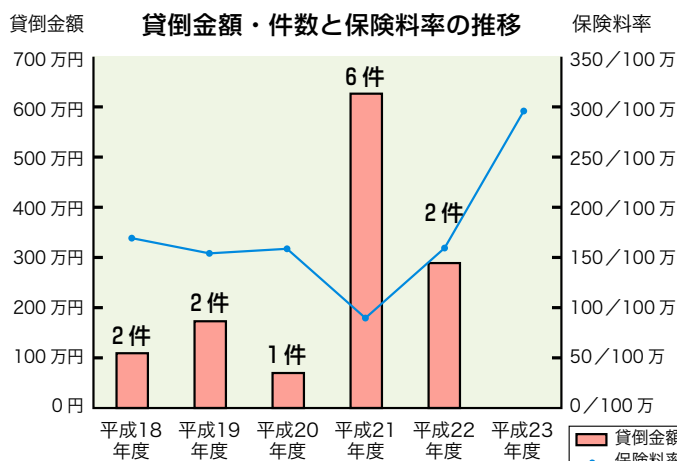
確定申告用として

平成二十三年一月下旬に送付

平成23年中に居住の用に供した方の控除額の計算は以下のとおりです。
平成22年度以前に居住の用に供した場合の計算方法や（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除額の計算や手続について詳しくは国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】をご覧ください。

区 分	住宅借入金等の年末残高の合計額	各年の住宅借入金等の年末残高の合計額に乘ずる控除率	控除期間
住宅借入金等特別控除	4,000万円以下の部分の金額	1～10年目 1%	10年間
認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	5,000万円以下の部分の金額	1～10年目 1.2%	10年間
特定増改築等住宅借入金等特別控除	増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額(A) 1,000万円以下の部分の金額(注)	1～5年目 1%	5年間
	うち特定増改築等住宅借入金等の金額(B) 200万円以下の部分の金額	1～5年目 2%	

(注) 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合には、(A) と (B) の合計で1,000万円を限度とします。



自動車購入資金の立替を行う物資事業において、近年破産や懲戒免職などによる返済不能が増加傾向にあります。共済組合では万一の貸し倒れ事故に備え、損害保険に加入してはいますが、近年この貸し倒れ事故の増加により、損害保険の保険料率が大幅に増え、この事業の運営に大きな支障をきたしています。物資事業は共済年金の運用資金を原資としており事業の健全化が求められています。組合員の皆さんには、キチンとした資金計画を立て今後とも適切なご利用をお願いいたします。

物資事業の適正利用について

年度	貸倒件数	貸倒金額 (保険金請求額)	保険料率	支払保険料	当期利益金
平成18年度	2件	1,057,019円	168/100万円	4,375,340円	2,349,455円
平成19年度	2件	1,691,161円	154.4/100万円	3,788,430円	2,684,995円
平成20年度	1件	656,159円	158.4/100万円	3,507,530円	2,832,320円
平成21年度	6件	6,260,385円	86.4/100万円	1,889,790円	3,167,712円
平成22年度	2件	2,918,243円	158.4/100万円	2,988,100円	2,217,250円
平成23年度	※0件	※0円	297.6/100万円	(予算) 5,496,000円	(予算)▲2,391,000円

※平成23年度は、平成23年9月30日までの実績となります。